

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第27号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年3月3日 11時00分ごろ
発生場所	佐賀県玄海町値賀埼北北西方沖 値賀埼灯台から真方位328°2,800m付近 (概位 北緯33°32.36′ 東経129°48.76′)
事故等調査の経過	平成27年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十五天王丸、339トン 136517、大祐漁業株式会社 B プレジャーボート 正幸丸、5トン未満（長さ5.86m） 290-45682佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 右舷船首部に破口
事故等の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直を行い、平成27年3月3日10時32分ごろ長崎県松浦市黒島北西方沖で真方位約050°の針路に定め、約15ノット（kn）の対地速力で自動操舵により航行し、値賀埼北北西方沖を通過した。 A船は、福岡県福岡市博多港において海上保安庁の調査を受け、B船と衝突したことが判明した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、10時20分ごろ値賀埼北西方4km付近に到着した後、船首を南東方に向け、船外機を停止して船首からシーアンカーを投入して漂流し、潮流により東方に圧流されながら釣りを行っていた。 船長Bは、右舷正横約6kmにA船を視認したが、B船と衝突するような関係ではないと思い、船尾方を向いて釣りを続けていたところ、機関音が聞こえたので、A船が右舷正横約200mに接近していることに気付き、A船に向かって両手を振って避航を促したものの、A船に避航の気配がないので危険を感じて海に飛び込んだ。 B船は、11時00分ごろ、その右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、付近の遊漁船に救助され、B船に移乗して自力航行で玄

	海町の定係地に向かっていましたが、その後、遊漁船からの通報で来援した巡視艇に移乗し、B船は巡視艇乗員が操船して定係地に戻った。
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮流 東流約1.5kn、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、10時48分ごろ、佐賀県唐津市向島 ^{むかい} 北方沖を航行中、2海里（M）レンジとしたレーダーで同航船2隻の映像を左舷船首10°2M付近に認め、肉眼で見えていたところ、10時56分ごろ、レーダーには映っていなかった止まっている小型船舶を左舷船首30°700m付近に視認した後、それらの同航船及び小型船舶に注意を向けていたので、船首方で漂流中のB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、値賀埼北北西方沖を北東進中、船長Aが、左舷船首方の同航船及び小型船舶に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、値賀埼北北西方沖で釣りをを行いながら漂流中、船長Bが、南西方にA船を視認したが、B船と衝突するような関係ではないと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、右舷正横約200mの所に接近したA船に気付き、両手を振って避航を促したものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、値賀埼北北西方沖において、A船が北東進中、B船が釣りをを行いながら漂流中、船長Aが、左舷船首方の同航船及び小型船舶に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時、見張りを適切に行い、他の船舶に接近しないように注意すること。 ・沿岸を航行する際は、見張りを厳重に行うため、複数で船橋当直を行うことが望ましい。 ・漂流中、接近する他船に対して見張りをを行い、必要に応じて衝突を避けるための動作を適切に行うこと。